

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が迫る中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➔ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

【令和6年度予算額】

28,487,561千円 補助率10/10

【事業イメージ】

介護職員の平均給与額
(モデルケース)

1年間で30万円超のアップ

